

～相談事例～

こんな時、どうするの？ コロナウイルスの残存時間

今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

廃棄物を持ち込んだ会社から、従業員が昨年11月ごろコロナウイルスに感染したと伝えられた。コロナウイルスは生きているのか、処理するには、廃プラスチック類、紙くず、木くずなどの混合廃棄物なので、手選別が必要だが大丈夫か。

(回答)

コロナウイルスの残存時間をネットで調べたところ、様々あり、次の通りでした。

- ①空気中にエアロゾル状態でただよったウイルスは3時間、物の表面に付着したウイルスは、紙では3時間、銅（コイン）では4～8時間、段ボールでは1日、木や布では2日、ガラスや紙幣では4日、プラスチックやステンレスでは7日経過までに死滅します。
- ②エアロゾルでは3時間、銅では4～8時間で、また段ボールでは24時間、ステンレスで48時間（2日間）後、プラスチックで72時間（3日間）後まで残存していた。
- ③空気中に医療用噴霧器で噴霧：3時間検出が可能
段ボールに付着した場合：最長24時間検出が可能
プラスチックの表面に付着した場合：最長2～3日間検出が可能
ステンレスの表面に付着した場合：最長2～3日間検出が可能
- ④空気中に拡散した「エアロゾル」は最長で3時間「木」で最長4日、「紙」で4～5日、「ガラス」で4日、「プラスチック」で6～9日という結果が出ている。

様々な形で掲載されていますが、

- ・エアロゾル；3時間
- ・銅（コイン）；4～8時間
- ・段ボール；24時間
- ・木や布；48時間
- ・ガラスや紙幣；4日
- ・プラスチックやステンレス；2～9日

保管されている環境によって異なることも記載されていましたが、数か月経過したものにはコロナウイルスは生存していないのではないかと思います。また、テーブルやドアノブなどを80%程度の「アルコール」（エタノール）や0.5%の「過酸化水素」、0.21%の「次亜塩素酸ナトリウム」で消毒をすると30秒～1分以内で死滅するそうです。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。